

鈴鹿市移住支援金交付要領

(趣旨)

- 第1条 鈴鹿市は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び鈴鹿市総合計画2031前期基本計画に基づき、鈴鹿市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う鈴鹿市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から鈴鹿市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。
- 2 当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領及び鈴鹿市補助金等交付規則、その他法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(交付金額)

- 第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。
- 2 18歳未満の世帯員(申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者。)を帯同して移住する場合は、1世帯につき30万円を加算する。

(交付対象者)

- 第3条 移住支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3

か月前までを当該1年の起算日とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本市に転入後1年以内に移住支援金の申請をすること。

(イ) 移住支援金の申請をした日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」の別表に掲げる一に該当する者をいう。以下同じ。）でないこと。

(イ) 日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 前各事項に掲げるもののほか、市長が移住支援金の対象として適当でないと認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 前各事項に定める求人への応募日が、(イ) で定めるマッチングサイトに移住支援金対象の求人として掲載された日以降であること。

(カ) (ア) から(ウ) に定める就業先において、移住支援金の申請した日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うものであること。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金が提供されていないこと。

2 交付対象者が、2人以上の世帯向けの金額を申請する場合は、前項に規定する要件を満たし、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(4) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、申請時において鈴鹿市移住支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）及び本人確認書類に加え、前条第1項（1）の要件を満たし、かつ（2）又は（3）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第2項の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の通知等)

第5条 市長は、前条の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付決定及び額の確定を行い、速やかに鈴鹿市移住支援金交付決定兼額確定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、移住支援金を交付することが不適当と認められた場合は、その理由を付して、鈴鹿市移住支援金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 移住支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、速やかに鈴鹿市移住支援金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定及び額の確定を行った申請者に対して、申請及び実績報告があった日から3か月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定兼額確定通知書の再交付)

第8条 移住支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、鈴鹿市移住支援金交付決定兼額確定通知書再交付願(第6号様式。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに鈴鹿市移住支援金交付決定兼額確定通知書〔再交付〕(第7号様式)により、当該申請をした者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、三重県移住・就業マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。)

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、三重県知事と市長が協議して定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までの転入者については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日までの転入者については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日までの転入者については、従前の例による。